

新旧対照表

○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>第1条～第38条 (略) (安全計画の策定等)</p>	<p>第1条～第38条 (略)</p>
<p><u>第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を運行する場合の所在の確認)</p>	
<p><u>第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第39条～第43条 (略)</p>	<p>第39条～第43条 (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>
<p>第44条 削除</p>	<p><u>第44条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>
<p>第45条～第57条 (略) (準用)</p>	<p>第45条～第57条 (略) (準用)</p>
<p>第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から<u>第43条まで、第45条</u>、第46条第1項、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第</p>	<p>第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から<u>第45条まで</u>、第46条第1項、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2</p>

新	旧
<p>17条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第34条第3項中「この節」とあるのは「第3章第3節」と、第41条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p> <p>第59条 (略)</p>	<p>項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第34条第3項中「この節」とあるのは「第3章第3節」と、第41条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p> <p>第59条 (略)</p>